

福島大学における教育研究費の不正防止対策に関する基本方針

令和3年12月20日
学長裁定

この基本方針は、本学において機関経理すべき教育研究費について、不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うために必要となる事項を定めるものである。

1. 責任体系の明確化

- (1) 本学に教育研究費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者及び部局副責任者を置き、その責任と権限を定める。
- (2) 最高管理責任者は、不正防止策について、実施状況等を踏まえ役員会等で定期的に議論するとともに、積極的に啓発活動を実施し、構成員の意識の向上と浸透を図る。
- (3) 統括管理責任者は、教育研究費の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。
- (4) 部局責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、コンプライアンス教育を実施するとともに、定期的に啓発活動を実施する。

2. 監事に求められる役割の明確化

- (1) 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、役員会等で意見を述べる。
- (2) 監事は、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、役員会等で意見を述べる。

3. コンプライアンス教育・啓発活動の実施

- (1) 不正防止計画やルールを理解し、不正を起こさせない組織風土を形成するために、コンプライアンス教育と啓発活動を相互に補完する形で実施する。
- (2) 教育研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、本学の不正防止対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書の提出を求める。
- (3) 教育研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。
- (4) 啓発活動は、全ての構成員に対して不正使用事例等の周知と認識の共有を図るために、少なくとも四半期に1回程度定期的に実施する。

4 . ルールの明確化・統一化

- (1) 福島大学会計規則、契約事務取扱規程、教育研究費に係るハンドブック等で使用ルールを明確にし、教育研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。
- (2) 教育研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

5 . 職務権限の明確化

教育研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務実態と乖離が生じないよう、適切な職務分掌を定める。

6 . 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

- (1) 本学に教育研究費の不正に係る通報窓口を置く。
- (2) 本学は、教育研究費の不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。
- (3) 調査の結果、懲戒処分等を必要とするときは、「国立大学法人福島大学職員就業規則」等に基づき処分を行うものとする。

7 . 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 本学に不正防止計画の推進を担当する、教育研究費不正防止計画推進室を置く。
- (2) 教育研究費不正防止計画推進室は、本学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- (3) 教育研究費不正防止計画推進室は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
- (4) 不正防止計画は、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、不正発生要因に応じて隨時見直しを行う。
- (5) 各部局は、不正根絶のために、教育研究費不正防止計画推進室と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

8 . 教育研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 物品等の購入依頼をする者は、教育研究費の執行状況を的確に把握するため、購入依頼段階において支出財源を特定して購入依頼しなければならない。
- (2) 不正な取引に関与した業者については、「国立大学法人福島大学物品購入等契

約に係る取引停止等の取扱要項」に基づき、取引停止等の措置を講じる。

- (3) 確実な検収業務を実施するため、本学の発注・検収体制を明らかにしてホームページで公表し内外に周知する。

9 . 情報発信・共有化の推進

- (1) 本学に教育研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける相談窓口を設置する。
- (2) 教育研究費の不正防止に向けた取組について、方針及び手続き等をホームページで公表する。

10 . モニタリングの在り方

- (1) 監査室を事務局から独立した学長直轄の事務組織として設置し、「国立大学法人福島大学内部監査規程」において必要な権限を付与する。
- (2) 内部監査の実施に当たっては会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、教育研究費の管理体制が適切に運用されているかの検証も行う。
- (3) 内部監査の実施に当たっては、専門的な知識を有する者（公認会計士等）を活用して内部監査の質の向上を図る。
- (4) 監査室は、監事、会計監査人及び教育研究費不正防止計画推進室との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、教育研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
- (5) 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、本学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

11 . その他

本学は、上記に定めるほか「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」において実施が必要とされた事項について、所要の取組を実施する。